

後期高齢者医療制度の 保険料が決定



後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と一定の障害があると認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が、保険料を納めることになっています。

この制度の大切な財源である皆さんからの保険料は、法律により2年に1度見直すことになっています。本年度はその見直し年に当たり、保険料が決定したので、7月中旬に「保険料決定通知書」を送付します。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額57万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。保険料率は県内均一です(表1)。

保険料の納め方

納付方法は、資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。送付される決定通知書で確認してください。

●特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の年金受給者(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)が対象です。年6回の年金定期払いのときに差し引かれます。

ただし、次のような場合は一定期間「普通徴収」となります。

○ 年度途中で75歳になった(65歳以上で一定の障害があり認定された)。

○ 年度途中で転入した。

○ 修正申告などにより、保険料額の変更があった。

○ 年金差し止めなどにより、年金の支給が一時停止された。

※状況により、口座振替に変更することもできます。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。納期は7月から翌年2月までの年8回、納期限は各月の末日(12月は25日)で休日の場合は翌営業日になります。

納付書は決定通知書と一緒に送付します。市役所本庁または

(表1) 平成26年度の保険料＝均等割額＋所得割額
(1人当たり)

県内均一	均等割額	38,700円
	所得割率	7.43%
	賦課限度額	570,000円

※所得割額＝(総所得金額など－33万円)×所得割率

(表2) 均等割額の軽減基準

総所得金額が 次の金額以下の世帯	軽減 割合	軽減後 均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)	9割	3,800円
33万円	8.5割	5,800円
33万円＋(24万5千円×世帯に属する被保険者数)	5割	19,300円
33万円＋(45万円×世帯に属する被保険者数)	2割	30,900円

各支所、金融機関、郵便局で納めてください。口座振替を希望する人は保険証、預金通帳と届け出印を持参し、納付書記載の金融機関で申し込んでください。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が、表2の基準を下回る場合「均等割額」が軽減されます。この制度に加入する前日まで、健康保険組合などの被扶養者だった人は所得割額が掛からず、均等割額も9割軽減されます。

納めなかった場合は

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、保険証の有効期限が短くなることがあるほか、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課
☎043・308・6768
市保険年金課高齢者医療年金班
☎62・5882

忘れずに納めましょう